

国営かんがい排水事業及びこれに附帯する関連事業の一層の適正な実施について

16農振第1383号
平成16年11月5日

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農村振興局長

国営かんがい排水事業（以下「国営事業」という。）及びこれに附帯する関連事業（以下「附帯事業」という。）の施行については、「国営かんがい排水事業及びこれに附帯する関連事業の適正実施について」（昭和60年3月30日付け60構改D第211号構造改善局長通達及び平成10年11月13日付け10構改D第655号構造改善局長通達）により、事業の適正な実施に努めてきたところである。

また、事業再評価制度を導入し、事業実施地区の必要性、有効性、効率性等について総合的かつ客観的な評価を行うとともに、徹底した工程管理を行う「時間管理原則」を導入するなどにより、事業の効率的な執行及び透明性の確保等に努めてきたところである。

しかしながら、今年度の会計検査院による検査の結果、社会経済情勢の変化等により、国営事業完了から相当の期間が経過してもなお未着手となっている附帯事業地区が存在すること等から、国営事業の事業効果発現までに時間を要する状況が生じているとの指摘を受けたところである。

このため、引き続き事業の適正かつ効率的な実施に努めるとともに、下記により、国と地方公共団体が一層緊密に連携して、附帯事業の推進等による事業効果の早期発現に向けた対策を講じ、事業の実施に遺憾のないようされたい。

なお、貴局管内の県、国営事業（務）所、土地改良調査管理事務所等に対しても周知徹底を図られたい。

記

1. 附帯事業の実施にあたっては、畑地かんがいにおいて、給水スタンドまでを一次整備し、営農の進展に応じてほ場末端までの整備を進める「段階的な整備」を取り入れること等、地元農家の意向や営農の状況等を考慮しつつ、地域の特性に応じた整備の推進に努めるものとする。
2. 事業完了から5年以上経過して未着手の附帯事業がある国営完了地区については、国営地区ごとに、農政局等と県との間で検討組織（例えば「推進連絡会議（仮称）」）を設置し、広域農業基盤整備管理調査等の既存調査事業を活用するなどして、農政局等と県が共同して課題の把握及び分析並びにこれに対する対策手法の検討を行い、課題に応じた附帯事業の推進又は見直しの方策等を明確にするよう努めるものとする。
3. なお、附帯事業の継続地区については、引き続き予算の重点配分に努め、特に、事業が長期化している地区については、再評価システムをより一層活用し、事業の効率的な進捗に努めるものとする。